

## **議長の職務を代理する者の決定に関する件（7月3日）**

本委員会は、令和8年7月3日、日本銀行法第16条第5項の規定に基づき、政策委員会議長 植田和男委員に事故がある場合に議長の職務を代理する者および代理する場合の順位を以下のとおりとすることを決定した。

高田 創 委員      第三順位